

**児童虐待事案への対応における警察と児童相談所・市町村の
連携等に関する調査研究
—好取組事例集—**

株式会社 野村総合研究所

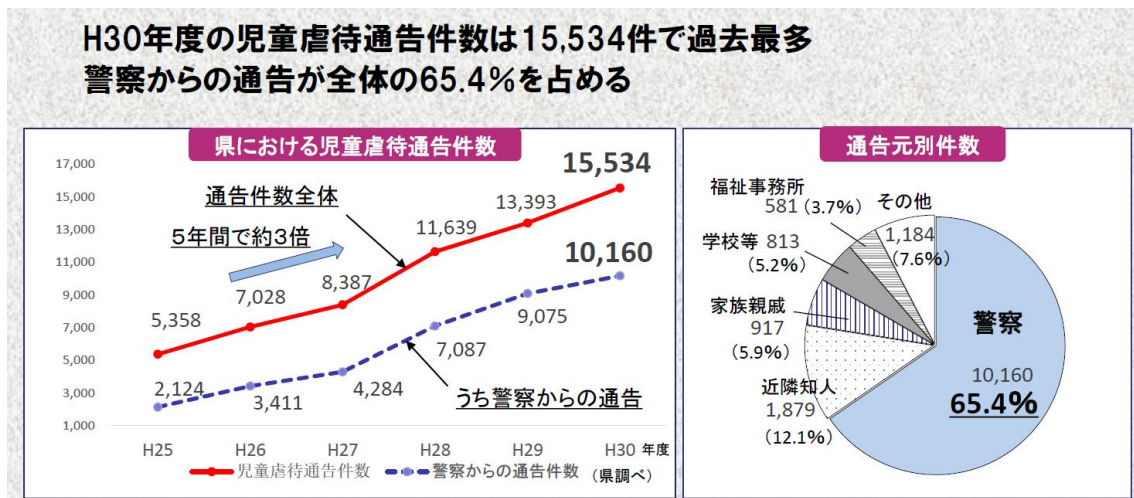
令和2(2020)年3月

1. 埼玉県

■埼玉県の基本情報

埼玉県における児童虐待通告件数は年々増加しており、平成 25 年度では 5,358 件であったのに対し、平成 30 年度には 15,534 件と 5 年間で 3 倍近い伸びを見せている。警察からの通告件数も平成 30 年度だけで見れば 65.4%の通告となっており、警察との連携の必要性が数字からも読み取れる結果となっている。

図表 1 埼玉県における児童虐待情報共有システムを活用した警察との連携イメージ



出所) 埼玉県こども安全課 提供資料

■警察との情報共有を開始した経緯・きっかけ

埼玉県における警察との連携は、虐待通告件数の急増を受け、県内部でも警察と児童相談所間での情報提供を進めていかなければならないという意識が高まってきた。こうした流れを受け、平成 29 年 6 月に児童虐待情報の共有に関する協定が締結された。この協定は、児童相談所と警察の情報共有の対象を拡大することで迅速・確実に児童の安全を確保できるよう埼玉県、さいたま市、埼玉県警察が締結したものである。この協定を皮切りに、その後、平成 30 年 8 月から全てを情報共有するまでに発展していった。

■警察との情報共有に関する協定の締結状況

先述の通り、埼玉県では、平成 29 年 6 月に埼玉県、さいたま市、埼玉県警察との間に、児童虐待の未然防止並びに早期対応による児童の安全確保に向け、緊密な連携を図り相互に情報を共有するための協定を締結した。

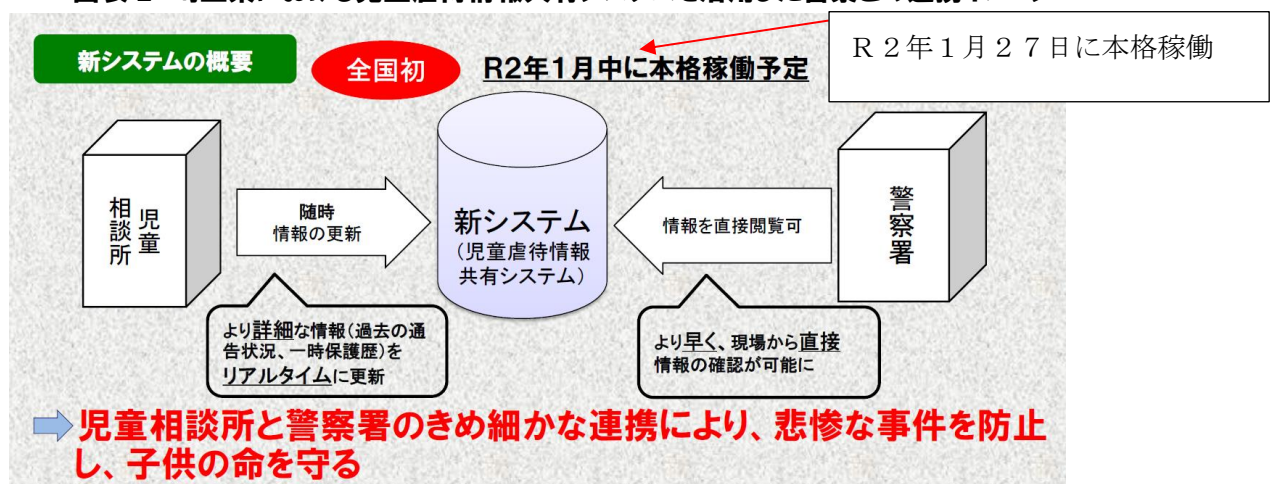
■警察との情報共有の状況

もとより、児童相談所業務支援システムを入れ、児童相談所間での情報共有を進めてきたが、現在では、この既存のシステムを改修して警察との情報連携が図られている。児童虐待情報共有システムを令和2年1月より導入したことで、家族の基本情報をはじめ初動対応に必要な40項目ほどのデータをリアルタイムで警察と共有している。

これまで児童の情報が、児童相談所と県警本部（少年課）にのみ集まっていたため、県内の各警察署が都度、県警本部や所管の児童相談所に情報照会するなど情報共有していたものが、当該システムの利活用により一新されることになった。たとえば、本システムを活用することで、各警察署・児童相談所・県警本部はシステムにアクセスするだけで最新の情報を共有することができるようになった。なお、本システムは、児童相談所や警察が入力した内容が1時間に1回の頻度で更新され、情報を確認できる仕様となっている。警察側は、システムで児童の氏名等で検索し、児童相談所における取り扱い状況を把握できるとともに、検索したケースについて対応予定を記入できるようになっており、双方向型の情報共有を実現した点が全国的にみても初めての試みである。

警察は、110番通報等で児童虐待のおそれのある事案を認知した時点で本システムの照会を行うことになる。その後、現場での調査結果に加え、過去に児童相談所が一時保護した履歴があるかなどの照会により得られた情報も踏まえ、警察側が対応を判断する。情報共有自体は、システムのみで完結するものではなく、児童相談所の担当者と警察署の担当者が、必要に応じて情報共有を口頭で行っている。システムは情報を最低限に絞り込んだものなので、実際は警察官と児童相談所職員の間で口頭での情報交換がなされている。

図表2 埼玉県における児童虐待情報共有システムを活用した警察との連携イメージ



出所) 埼玉県こども安全課 提供資料

実際、システムに登録できる情報は、上述の通り埼玉県と県警本部で協議し、必要最低限として妥結した約40項目に限定されている。

なお、警察側ではシステム利用に当たり、閲覧は専用端末を用意し、セキュリティに十分

注意している。

■機関内に配置する警察官や警察官 OB

埼玉県では、かねてより警察との連携を図ろうとする意識が高かった。そのため、各児童相談所には警察の OB が 2 人ずつ配置され、県庁にも警察官(警部級) 1 人が配置されている(中央児童相談所と兼務)。

警察 OB が、各機関に配置されたことによるメリットは大きく、憤っている家族の対応や、どうしても鍵を開けてくれない保護者への対応など、ケースワーカーが持ち合せていない現場対応力を享受している。特に、性的被害者に対する協同面接のテクニックなどは、警察官のスキルを持ち出しやすい。実際、配置されている警察 OB には、アドバイザーとして経験やノウハウを活かしてもらっており、特に児童相談所の職員だけでやりきるには難易度が高いものを補ってもらっている。

■連携された情報の保管方法・開示する情報の範囲

共有されている情報項目は約 40 項目である。ただし、児童や保護者の基本情報・所属、被虐待歴などが情報共有システムを介して共有されている。情報の大半は電子化されており、警察との情報共有システムを介するものはすべて電子媒体に加工されている。警察との連携に際しては、情報共有システムの約 40 項目以外については、必要な範囲でケースワーカーと警察官との情報共有が図られている。

■情報共有以外における連携に向けた研修や取組

臨検捜索研修など、スムーズに虐待に対応できるように、児童相談所職員と警察が合同で実施している。その中で、各警察署、児童相談所でロールプレイング研修も実施している。

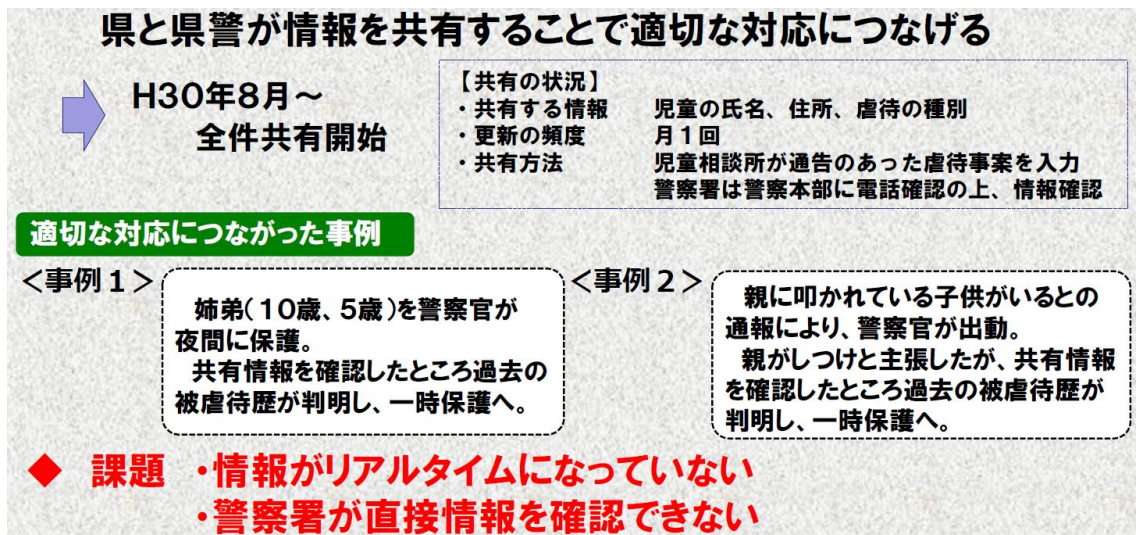
■警察との連携が上手く機能したケース

警察との連携がうまくいったケースとしては、図表 3 の 2 事例のほか、直近では以下の事例が挙げられた。

<ケース>

警察において学校教員から生徒が父親から暴力を受けているとの通報を受け、調査したところ、父親は生活態度を注意することはあるが暴力は振るっていないと主張した。しかし、警察が情報共有システムを介して当該児童の被虐待履歴を確認したところ、同様の被虐待歴が判明したことから、児童相談所へ身柄付通告を実施した。(令和 2 年 2 月)

図表 3 埼玉県における児童虐待情報共有システムを活用した警察との連携イメージ



出所) 埼玉県こども安全課 提供資料

■警察との連携における課題、連携のメリット・デメリット

情報共有システムの導入により、児童相談所の情報がこれまでの月 1 回の更新から 1 時間に 1 回の頻度で更新され、共有されるようになったことで、タイムラグが解消されるなどメリットを享受することが出来ている。また、警察との連携により、威圧的な保護者など、対応が困難な保護者への対処が円滑になっている。さらに、警察との情報共有体制の構築など関係構築が進んだことで、警察側の協力も得られるようになってきている。

一方で、デメリットに関しては、個人情報の保護の観点から丁寧な説明を対外的に実施していく必要がある点は留意が必要と考えられる。

2. 埼玉県さいたま市

■さいたま市の基本情報

さいたま市児童相談所における児童虐待相談受付件数は年々増加の一途をたどっており、警察や市町村（区役所）等をはじめとした関係機関との連携が求められている。次項にて詳細について触れるが、同市内の児童相談所と警察では児童虐待事案における情報の全件共有を行っている。

図 4 平成 26 年度～平成 30 年度における児童虐待相談受付件数の推移、および内訳

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1366	1704	2272	2710	2937

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待
平成26年度	328	347	17	674
平成27年度	403	379	7	915
平成28年度	482	478	24	1288
平成29年度	505	582	21	1602
平成30年度	607	553	23	1754

出所) さいたま市 令和元年 7 月 17 日「記者発表資料」より抜粋

■警察との情報共有を開始した経緯・きっかけ

虐待通告件数の急増を受け、児童虐待の未然防止や早期対応による児童の安全確保を目的に、平成 29 年の 6 月にさいたま市、埼玉県、および埼玉県警察と「児童虐待の未然防止と早期対応に向けた情報共有等に関する協定」を締結し重篤な虐待事案の情報共有を密に行うことを改めて確認した。さらに、平成 31 年（2019 年）3 月にはさいたま市児童相談所、および埼玉県警察の間における児童虐待事案の全件共有を開始した。

■警察との情報共有に関する協定の締結状況

前述の通り、平成 31 年 3 月以降、市児童相談所が警察以外から受理した児童虐待相談にかかる情報全件（調査の結果、児童虐待ではなかったものを除く）を埼玉県に提供し、警察の閲覧が可能である。

市町村（区役所）と警察の間では情報の提供に関する協定を結んでおらず、現在は要保護児童対策地域協議会としての位置づけに基づき、警察から予備調査の一環として情報を求められた際において、区役所の担当課が個別に情報を提供している状況である。

■警察との情報共有の状況

市町村（区役所）と警察間の情報共有としては、前項に記載した予備調査にかかる回答に加え、要保護児童対策地域協議会の実務者会議への参加による情報共有が挙げられる。

要保護児童対策地域協議会の実務者会議は、四半期に一度程度の頻度にて行政区（さいたま市は10区）ごとに執り行われており、区管轄の警察官、児童相談所の地区担当職員、区役所の支援課職員（要対協調整担当及び家庭児童相談員）、保健センター職員（母子保健担当）及び福祉課職員（生活保護担当）等、主要な構成機関のリーダー級によってメンバーが構成されている。要保護児童対策地域協議会の実務者会議では、進行管理台帳への新規登録や支援終結に伴う登録削除に係る決定、進行管理台帳に登録されている全ケースの支援状況に係る情報共有が行われている。また、必要に応じて、支援方針に係る意見交換や協議も行われている。

■機関内に配置する警察官や警察官 OB

市町村（区役所）において警察は常駐していないが、市の児童相談所において、現役の警察官が出向職員（参事級）として1名配属されている。児童相談所において出向職員を配置することにより、警察と児童相談所間のコミュニケーションがより密なものになり、連携がスムーズになった。現在配属されている出向職員が現場に出ている場合も多いため、児童相談所内から警察に連絡する際の要員として、もう一人配置を増やしても良いとの声が職員からあがっている。

また、児童相談所に配置される出向職員に求められる適正としては、一時保護などをはじめとした制度・組織に精通していることなどが挙げられた。一時保護の必要性が検討される事案においては児童相談所と警察署間において密なコミュニケーションが発生するため、制度に精通している職員がいるだけで連携の質が大きく改善する。

■連携された情報の保管方法・開示する情報の範囲

児童相談所と警察の間では全件共有に関する協定が結ばれているため、児童虐待相談として受けつけた案件（警察から通告受理をしたものを除く）にかかるすべての情報が共有可能な状況となっている。

市町村（区役所）と警察の間における情報提供については、前述の通り要保護児童対策地域協議会での情報共有、および予備調査に対する回答の2つが挙げられる。情報提供の根拠については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に則り情報を提供している。その際、現に要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳に登録がない児童についても、今後、要保護児童として登録しうる可能性があるため、要保護児童対策地域協議会での取扱いの範囲内という整理で、情報を共有することとしている。

また、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」（平成30年7月20日付、子家初0720第2号）において示されている

警察への共有する情報基準①、②、および③については積極的に警察への情報提供を行っている。ただし、子どもが情報提供を拒んでいるケースについては、子どもの安全を考慮した上で警察への情報提供が必要である旨を子どもに伝え、情報提供している。

なお、終結した事案にかかる情報の提供については、さいたま市では警察から情報を求められない限りは自主的に提供することはない。

■市町村（区役所）および児童相談所の対応案件種別について

市町村（区役所）と児童相談所が対応する児童相談の棲み分けとしては、主に緊急性、および重篤度、その世帯にとって必要な支援方法や手段による分別がなされている。

市町村（区役所）の強みとして地域の様々な機関とのつながりが挙げられるため、長期的な地域支援によって安全が保たれる世帯においては、市町村（区役所）での支援型の対応が効果的である。一方で、児童虐待の対応において、一時保護や安否確認などといった緊急介入等、介入型の対応が必要な事案については、市町村（区役所）が把握した事案についても、速やかに児童相談所に情報提供し、児童相談所を中心に対応にあたっている。

また DV 事案の対応について、多くの場合、児童相談で把握する世帯では DV が主訴に上がるわけではなく、何らかの虐待種別に付帯する形で DV の発生を認知するため、ケースごとに重篤度は様々であり、一概に市町村（区役所）だけで対応することが望ましいわけではない。児童相談所、および市町村（区役所）間において上記のように対応する案件の棲み分けを行い、それぞれの強みを生かした対応を行っており、さらに、実際の現場では、児童相談所および市町村（区役所）が同じ政令市であることを強みとし、市町村（区役所）の役割と児童相談所の役割を明確に区別するのではなく、柔軟に事案に対応している。

■その他の取組

児童相談所と警察が、立入調査、臨検・搜索訓練を行っている。

■警察との連携が上手く機能したケース

市町村（区役所）が対応する事例の多くは、警察との連携を要するまでには至らない、支援的な関わりが中心であるため、警察と連携を図ったことで功を奏した事例を挙げることは難しいが、市町村（区役所）だからこそ把握できる情報を予備調査等で警察に提供している場合もある。

市町村（区役所）が日頃から把握している情報や関係機関とのネットワークを生かし、素早く登園・登校確認を行うなどといった対応は、市町村（区役所）ならではの強みであり、児童相談所や警察にとっても対応方針を検討する上で有力な情報である。

また、児童相談所は、主に通告を受けて初めて支援を要する世帯を認知するのに対し、市町村（区役所）では、保育園や児童手当の手続き、乳幼児健診や育児相談等、普段からあらゆる世帯との接点があるため、このような接点を通じて、支援の必要性がある世帯を早期に

発見することができる。さらに、保育園や学校などの関係者から不適切な養育の疑いがある児童や育児不安のある保護者に関する相談が入ることもある。

■市内の児童相談所、および警察間における連携の課題

さいたま市児童相談所において援助要請が進まない主な理由として、援助要請を行ってから実際に警察からの援助を受けるまでのプロセスに時間を要することが挙げられている。現在（令和元年時点）のさいたま市児童相談所が児童の状況の把握などを行う際、警察との連携が必要と考えられるケースにおいては、警察と電話にて直接やり取りを行い、対応日時をその場で調整する形をとっている。少人数で行う児童の状況の把握のほとんどはこのプロセスで警察と連携をとっているため、警察との連携は図れているものの、援助要請件数には数えられない構造となっている。

さいたま市児童相談所が援助要請を行うケースとして、複数の職員、複数の検察官で臨む児童虐待事案（臨検捜索等）が挙げられるが、こういったケースは年に3件程度しかないため、市内の年間援助要請件数もその程度の件数しか数えられていない。

国の立場から俯瞰してみると数字は非常に少ないように見えるが、実態として援助要請相当の連携にかかる件数は増えているのではないかという見方が現場の職員の間においては強かった。

■要保護児童対策地域協議会における警察との全件共有へのご意見

前述のとおり、要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳に登録がある児童については、実務者会議で全件共有している。また、要保護児童対策地域協議会の進行管理台帳に登録がない児童についても、今後、要保護児童として登録しうる可能性があるため、要保護児童対策地域協議会での取扱いの範囲内という整理で、予備調査等の場面では警察へ情報提供することとしている。ただし、市町村（区役所）ではしつけや子育ての悩み・不安に係る相談も幅広く対応しており、このような虐待に発展する恐れのないケースの情報までを、今後全件共有する必要があるのかどうかは疑問が残り、情報共有すべきケースとそうでないケースの線引きは難しいと捉えている。

また、児童相談所はあくまで児童の健全な育成にかかる相談を受ける施設としての機能を背負っている機関である。その一方で、警察への情報提供があることが、保護者からの積極的な相談を遠ざける要因になっているのではないか、という懸念について、さいたま市児童相談所では全件共有の対象は児童虐待情報（調査の結果虐待でなかったものを除く）としており、全件共有以降、市民からの心配の声は上がっていない。

3. 関東地方 A 県 中央児童相談所（匿名）

■関東北部中央児童相談所（匿名）の基本情報

※匿名を希望されたため基本情報なし

■警察との情報共有を開始した経緯・きっかけ

これまで A 県においては、児童相談所から警察への情報提供には明確な基準は整備されてこなかった。しかし、児童相談所等の現場機関では、情報提供の必要性は感じていたが、県、県警本部、教育委員会などでの具体的な施策は講じられてこなかった。昨今の児童虐待事案に関する報道を受け、A 県の将来を担う安全・安心に関する覚書を 2017（平成 29）年 4 月に締結された。この覚書を基に、“覚書 第二条 情報の提供共有”を根拠に、情報の基準について協議を重ねていく流れができ、現在に至る警察との情報共有の取組が進んだ。

このように、覚書の締結とともに情報提供・共有について、警察との情報提供・共有の基準作りの必要性が生じ、県警と協議を重ねる流れができた。

■警察との情報共有に関する協定の締結状況

A 県では、2017（平成 29）年 4 月に、A 県、A 県教育委員会、A 県警察本部の 3 者で「A 県の将来を担う子供の安全・安心の確保に関する覚書」を締結し、三者が緊密に連携し、相互に適切な役割分担の下、子どもの安全が疑われる事案の未然防止・早期発見に努めるとともに、子どもが安心して生活することができる環境の整備に努め、もって子どもの安全・安心を確保することを目的として、児童虐待対策に関する事項等について、それぞれが保有する情報を事前協議の上、必要と認める範囲で提供・共有することとした。

■警察との情報共有の状況

A 県では、従来、児童相談所と警察の間における児童虐待に関する情報共有の仕組みが構築されてきた。しかし、児童相談所が把握した児童虐待事案のうち、児童の生命に危険が及ぶ恐れのある重篤な虐待や性的虐待等事件性が疑われる事案については、警察に情報提供してきたが、そのまま情報提供する内容や時期についての基準を設けずに来たこともあり、児童相談所から警察への情報提供について統一が図れていなかった。

そこで、情報共有を図る基準を設け、条件を満たしたものについて、警察に情報を連携するという形とっている。具体的には、速やかに情報提供を行う「緊急又は重篤な事案等」の基準を明確にするとともに、2018（平成 30）年 1 月受付分から児童相談所が対応した児童虐待事案について全件情報提供を行うこととした。以下に、その基準を整理する。

・ 緊急性が高いもの

→ 即日警察に共有

児童の生命に危険があるもの。児童の身体に虐待によるものと思料される、

明らかな外傷が確認できるもの。児童への性行為、性的な接触行為等が疑われる事案など

・その他の情報

→ 翌月初めに一覧表にして警察に共有

上記以外のものは、警察からの求めに応じ事件化する際に必要となれば、提供している。たとえば、医師の診察所感などを共有している。

情報提供に際し、緊急性がある場合は、管轄の警察署の生活安全課に提供している。

一方、一覧表の月次での情報提供の際は、各児童相談所からの情報を A 県児童虐待担当課にて集約したうえで、人身安全対策課に電子データが提供されている。なお、個別案件で提供している情報は、受付年月日、児童氏名、生年月日、住所、虐待種別、虐待者、事案の概要などケースの経過や状況等で、必要性に応じてかなりの部分を伝えている。その内容について細かく定めたりしているということはなく、同時に、警察に敢えて提供しない情報項目やケースなどの設定はしていない。

提供された情報の扱いについて、詳細は把握していないが、警察本部では、ファイルは一括管理し、警察に虐待の通報などがあつた際に過去の履歴があつたかを確認しており、県警でもデータベース化されている。ただし、警察がデータをどう使っているかは検証していないので、内部でどのくらい活用されているかまでは把握していない。

また、情報を一度提供した後の更新に関する取り決め等はなく、新たに警察側から情報提供を求めてきた際に追加的な情報提供を実施している。一方、市町村への情報提供は、警察への情報提供とは、考え方もプロセスも全く異なる。基本的には、要保護児童地域対策協議会を通じて情報提供が為される。児童相談所は、市町村支援事業の中でアドバイスをしたりして、課題を聞き出している。市町村側の要請に応じ、月 1 回から四半期に 1 回の頻度で開催している。

図表 5 関東北部 A 県における児童情報の共有フォーマット(児童虐待受付一覧)

平成〇〇年度児童虐待受付一覧

No.	受付年月日	児童氏名	性別	生年月日	年齢	学校等	市町村	住所	保護者氏名	通告経路	虐待種別	虐待者	内容	通報の 機軸	一時保護 所の有無	所属
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

(留意事項)

- 各児童相談所で受け付けた児童虐待案件について、本様式により、当該月分を翌月15日までに警察に情報提供する。
- 情報を提供する際は、各児童相談所分を子ども家庭課で裏取りし、データ(エクセル及びPDF)により人身安全対策課まで送付する。

出所) 関東北部 A 県 中央児童相談所 (匿名) 子ども安全課 提供資料

■機関内に配置する警察官や警察官 OB

児童相談所と警察の業務や関係性について、関係性のある程度理解されている方か、少年事件の経験を持たれている警察関係者の方が適任である。また、若い人よりかは、それなりに現場経験のある、虐待などに関わる事案を担当した経験のある方が児童相談所に配置されると現場も動きやすい。同時に、警察側にも、児童相談所の内情やニーズを強く伝えられるようなパイプ役を担ってもらいたいこともあり、主任級ではなく、どちらかと言えば現場を担当する係長クラスが望ましいように思う。

また、現職警官は、1人はほしいというものもあるが、最終的には現役であれ OB であれ派遣される警察官の立ち回り方に依る。これまで、県警と児童相談所間でのやり取りの中で揉めることもあった。その際は、現職警察官の職員が、県警本部へのつなぎや、地域所轄とのやり取りに際し、前面に立ってもらうことで、警察とのやりとりが極めて円滑に進んだ。

派遣される警察官の数については、手が足りていない児童相談所はいてくれるとありがたいと思うが、本来的な役割を考えれば、警察から多数の人材が派遣されているのもどうなのか、という意見はある。

■連携された情報の保管方法・開示する情報の範囲

A 県では、警察官も OB も含めて、情報提供は内部でしっかりとコントロールされている。警察側に伝える情報が、勝手には出ていくことはない。警察からの出向者を通じて、警察が把握している情報を収集することや、情報提供を依頼することも多々ある。同時に、週に1度、1回輪番で複数の弁護士に来てもらいながら、不適切な情報共有がないか、常時モニタリングする仕組みもできている。各児童相談所に嘱託の弁護士がついている。また、警察の方から事案に関する捜査の関係で、情報照会を受けた場合も情報は提供しているが、生のケース記録は出さず、基本的には加工したものを情報提供しているほか、必要に応じ電話

等での情報共有も実施している。児童相談所の担当者は、基本的に内部の警察官・OBも共有すべき情報とそうではない情報が何かはわかまえていていると感じている。各出向者が児童相談所の職員として動いてくれているので、そういった不適切な情報共有に対するリスクを感じたことはない、と述べていた。

なお、情報共有における個人情報の取扱いについては、A県の組織のみをつなぐネットワークを利用することでその安全性を確保することとしている。

■情報共有を円滑に実施するための研修や取組

通常の虐待の受理会議を開いてその対応方針を検討している。

- ・県対協警察部会の開催（臨検・捜索の合同研修を含む）
- ・各児童相談所の管内警察署連絡会議（県対協警察部会分科会）の開催（情報交換、情報共有等）

■警察との連携が上手く機能したケース

<成功したケース>

保護者が居留守をするケースや、子供を外に出さずに安否確認ができなかったケースなどでは、警察官との同行訪問が円滑な児童の状況の把握に繋がるケースが多かった。また、児童相談所から電話するよりも、警察から電話をした方が話を聞いてもらえることはある。特に、子どもの安否確認に際しては、著しく力を発揮しているケースが多々存在する。

なお、A県では、児童相談所側から警察に連絡をすると積極的に対応をしてもらえることもあり、様々なシーンで児童の安全確保が図られてきた。児童相談所だけでは、安否確認が難航したケースであっても、警察との協力で何とか児童の安全を確認できたケースも多い。たとえば、児童相談所が長い間、児童の安否が確認できなかったケースでは、警察が対応し父親の所在を特定し、その後警察と児童相談所で訪問。立ち入り調査も視野に入れた対応をし、結果的には立ち入り調査はしなかったものの、警察が長期間張り込みしてくれたケースなどもあった。なかには、警察が24時間1ヶ月くらい家の出入りを確認するなどして、保護者と児童の様子を確認し続けたケースもあった。

<失敗したケース>

警察の出動によって、「警察に売っただろう」と言われ、児童相談所と保護者の関係が破綻してしまうケースも少なからず存在する。残念ながら、このようなケースの場合、児童相談所側から打てる手立てがなくなってしまうというのが実情である。

このほか、警察との連携ではないが、精神疾患を抱えた母親から「首を絞め子どもがぐったりしている」という連絡があり、警察と消防を要請したことがある。結果的に子供は助かったが、母親の主治医からは「母親は児童相談所にSOSで電話したのに、児童相談所が行かずに警察に行かせたというのはおかしい」という批判を受けたケースがあった。

■警察との連携における課題、連携のメリット・デメリット

連携について考えるにあたり、警察と児童相談所では考え方が根本的に異なる。まず、警察は事件として立件できるかどうか、という視点に立っている。一方で、児童相談所は福祉として支援が必要かどうかなのか、という視点に立っている。そのため、傷害が起きた場合、警察としては、加害者が誰で、どの程度だったかが焦点であり、立件できないとなると、警察はサッと手を引いていくこともあるが、児童相談所はずっと付き合っていくことになる点に難しさがある。

児童相談所から警察に全件情報共有を行うことで、警察に通報があった際に情報の照合が可能となり、対応の遅れや漏れを防ぐことができ、子どもの安全・安心の確保につながる大きなメリットとして考えている。

■要保護児童対策地域協議会における警察との全件共有へのご意見

個人情報保護条例との関係性と緊急性の低いケース一覧の情報提供については、個人情報についての守秘義務が課せられるので、その中での対応という形が求められている。そのため、県の条例などとも照らし合わせて、問題ないと認識している。要対協の中での全件共有については、特に検討は行われていない。仮に実施するにしても、関係機関の数も多く調整は難航するだろう。そもそも市町村によって意識や職員配置などの格差がある中では、市町村要対協の仕組みの中でとなると、人々の意識がそこについていけない可能性が高い。

また、民生委員から情報提供を求められることもあるが、民生委員には個人情報を伝えることはできないという意識も児童相談所側にはある。かつて、どこからか得た児童虐待事案の情報を基に、民生委員が勝手に児童宅の家庭訪問を実施したケースもあったので、こういった事案を鑑みれば、性的虐待などはまず情報提供はできない。

全件情報共有の必要性については、児童相談所も県警の人身安全対策課としても、全件共有で開示されるほどの情報は求めておらず、当初から全件共有ありきという考え方で検討を重ねてきたものではなかった。

■援助要請が進まない理由

緊急重篤案件に情報提供する際、必要に応じて児童相談所側から同行してほしい、保護者面接に同席してほしいと依頼する場合が全くないわけではない。逆に全件情報共有ということではないが、緊急重篤案件の取扱要領を定めたことによって、比較的そういう流れを作りやすくなっているということはあるように思う。援助要請が進んでいないわけではなく、緊急重篤案件の情報提供の仕組みを作ったことでプロセスが変わってきているように感じる。

これまでは、児童相談所よりも先に警察が現場に行って揉めることが多かった。そこで、警察に動くのを少し待ってもらえないかということで、すぐに警察が動かないように協議を重ねている。虐待があった事実を警察が把握しても事件化に踏み切らない場合は、警察が

“虐待しない“旨の上申書を保護者から取り、児童相談所に連絡するといった流れもできている。警察も最初から事件化するとなるとハードルが高いが、前述のような虐待を予防するという流れをつくる取組が、それなりに増えてきている。

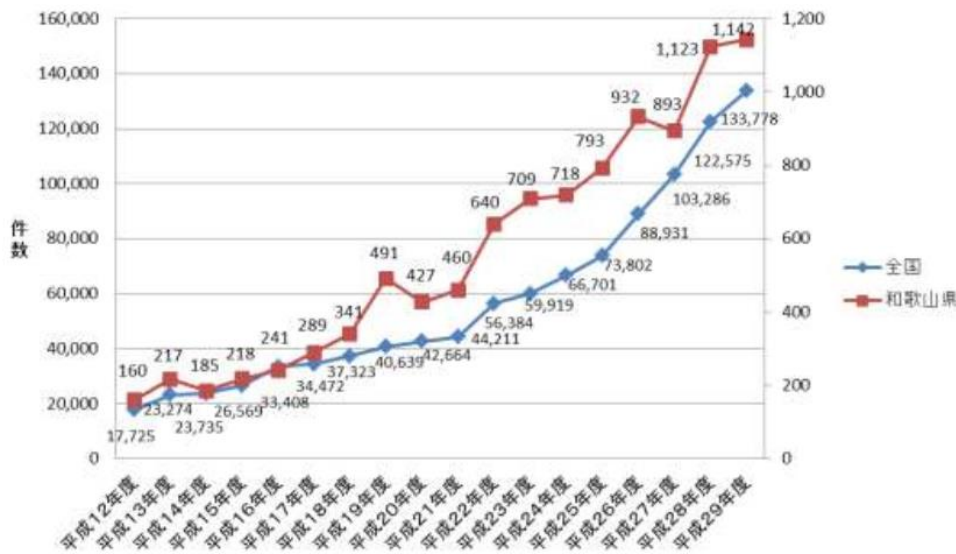
4. 和歌山県

■和歌山県の基本情報

児童相談所への児童虐待の相談件数は年々増加し、平成 29 年度は 1,142 件で、児童虐待の防止等に関する法律が施行された平成 12 年度の 160 件から約 7.1 倍となっている。

また、児童相談所に対応した相談の内容については、身体的虐待 325 件、ネグレクト 280 件、心理的虐待 526 件、性的虐待 11 件で、主な虐待者は 84%が実父母であった。

図表 6 和歌山県における児童虐待相談件数



引用) 和歌山県子ども虐待防止基本計画

■警察との情報共有を開始した経緯・きっかけ

和歌山県における警察との連携は、平成 23 年からスタートしており、まずは警察官が県職員として中央児童相談所に配置された。時を同じくして、田辺市にある紀南児童相談所では、一般公募という形で警察 OB 職員を非常勤で採用し、警察との人材交流が開始され、平成 25 年度に中央児童相談所の警察官が 2 名に増員された。

その後、和歌山県では、平成 25 年 7 月に死亡事例の発生を受け、県内における児童相談所と市町村、警察署等の関係機関間の連携強化が課題視されはじめ、同年 10 月より警察との合同研修が開始されたことを皮切りに、平成 26 年 4 月には、緊急度、重症度で区分けした、「児童相談所と警察の児童虐待事案に関する連絡基準」（以下「連絡基準」という。）を定めた。平成 27 年度から合同研修が年 2 回に拡大されており、1 回は県警察学校（中央児童相談所管内）、もう 1 回は紀南児童相談所において開催している。

研修の強化が図られた後、平成 28 年 12 月 9 日には、「児童虐待事案における情報共有に関する協定書」（以下「協定」という。）を締結し、情報共有に関する申し合わせ事項が整理

されるなど、警察からの問い合わせと情報発信に対応する体制が構築された。

現在では、警察本部との協議を通じ、令和元年度4月に中央児童相談所にさらに警察官1名が増員され、3名が児童相談所に配置されている。

なお、平成26年4月から中央児童相談所に常勤弁護士1名を配置し、法的対応も併せて強化してきた経過がある。

■警察との情報共有に関する協定の締結状況

和歌山県では、平成28年12月9日に和歌山県、和歌山県警察との間で、児童虐待が疑われる児童の情報共有に関する協定が締結された。県においては、子どもの安全確保を最優先に児童相談所と警察との連携体制の強化に取り組んできたが、児童虐待の兆候を見逃すことなく適切な初期対応を実施できるよう、さらなる情報共有の徹底を図ることを目的に同協定を締結している。

■警察との情報共有の状況

平成23年度からは、児童相談所に配置された警察官が中心となって、警察本部、各警察署との連絡窓口機能を担ってきた。同時に、警察署が事案に関連して、どういった動きをするのかも、児童相談所に可能な範囲で共有してもらっていた。

先述の通り、平成26年に定めた連絡基準に基づいた情報共有、関係機関の連携が為されている。

図表7 連絡基準チェックリスト・緊急連絡票

(別紙1)

連絡基準 チェックリスト

児童年齢区分
0～2歳
3～5歳
6歳以上

確認年月日:平成 年 月 日 ()
 児童生年月日:平成 年 月 日

児童名: (男・女)

(1)緊急連絡

チェック項目	該当の有無	特記事項
子どもの生命・身体に危険を及ぼすもの		
子どもの心身の発達に深刻な影響をもたらすもの		
保護者等の行為が悪質なものである		
児童相談所長が必要と判断したもの		

① 重度の傷害(頭蓋内出血等の頭部外傷、骨折、内臓損傷、火傷、打撲傷、凶器等による負傷等)、重度の栄養失調状態、その他重篤と思われる身体状態が認められ、原因の調査が必要なもの
 ② 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆、裸体の撮影が行われたもの
 ③ 負傷等の重大な結果の発生が確認できないものの、保護者の精神状態等周囲の状況から、子どもに重大な危害が及ぶおそれのあるもの
 ④ 子どもの安否確認ができないもので、子どもに重大な危害が及ぶおそれのあるもの

※ 上記①～④は、具体例を列挙したものであり、これ以外の事例についても、子どもの安全確保を最優先に対応するという観点から判断を行い、保護者等の供述を聴き取りせず、積極的に緊急連絡を行う。低年齢児童については、特に注意を払う。

(2)個別の相談・協議

チェック項目	該当の有無	特記事項
警察へ個別の連携が必要であり、対応を相談・協議する。		

(3)情報共有

チェック項目	該当の有無	特記事項
都道府県児童虐待協議会の実務者会議における協議の対象とする。		

別紙2

緊急連絡票

《児童相談所→警察署》

発信者	【虐待対応・子ども相談】課 紀南児童相談所(分室) 職名 氏名	受信者	課 職名 氏名
連絡日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分 電話連絡 済み (済みの場合は○)		
児童名 (生年月日)	平成 年 月 日生		
保護者名 (生年月日)	父 【平成・昭和】 年 月 日生 (歳)	母 【平成・昭和】 年 月 日生 (歳)	
住所			
連絡概要			
該当項目	生命・身体に危険	心身の発達に影響	行為が悪質
年月日	経 過	備 考	児童所長判断
H - -			
H - -			
H - -			
H - -			
H - -			

引用) 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課 提供資料
警察に提供する具体的な情報は前掲の図表中に示し詳細説明は割愛するが、面前 DV についても必ず虐待通報を受け付けている。基本的に警察と児童相談所などの関係機関が緊密な連携を図る必要のある案件は、子どもの安全が憂慮されるものとしており、児童虐待の事実が確認されなかったものであっても基準を満たせば情報共有の対象となりうる。

1) 緊急連絡に関する基準

- ・ 子どもの生命・身体に危険を及ぼすもの
- ・ 子どもの心身の発達に深刻な影響をもたらすもの
- ・ 保護者等の行為が悪質なもの
- ・ 児童相談所長が必要と判断したもの

2) 個別の相談・協議に関する基準

児童相談所が通告・送致を受理した事案のうち、相談支援を行うにあたって、警察と個別の相談・協議を行う必要があると判断したものについては、管轄警察署と相談を行い、対応を協議する。

3) 情報共有に関する基準

ア 児童相談所が通告・送致を受理した事案で、市町村要保護児童対策地域協議会の実務者会議における協議の対象とするものは、同協議会において警察に情報を提供する。

イ 警察から通告を受理した事案は、その後の対応状況等を適切に連絡する。

情報の連絡手段については、基本的には電話をした上で、FAX を送る形で運用が為されているが、必要に応じて訪問等での情報共有を実施している。

和歌山県庁と警察本部は、庁舎が隣接していることもあり、協定などについて話し合う際も、比較的すぐに話し合いを持つことができる環境にある。そのため、協定以外の個別事案についても同じように話し合いの場を持つこと自体は難しくない。実際、連携会議を児童相談所、警察本部、県主管課、県教育委員会などといったメンバー構成で、年2回開催している。

なお、解除になった事例（終結事案）についても、随時、警察に情報を共有している。

■連携された情報の保管方法・開示する情報の範囲

共有されている情報項目は原則として、緊急連絡票にある記載項目の他、児童相談所と警察署との間で必要と思われる情報が共有される仕組みとなっている。

和歌山県では協同面接など、児童相談所と検察、警察と連携する際には、児童相談所に配置している警察官が各警察署との連絡調整を、検察との調整を中央児童相談所に配置している弁護士が行うなど、役割分担している。

このほか、子ども自身が警察に対し情報提供を拒む場合などは、まずは児童相談所の児童福祉司などが子どもの意見を丁寧に聞いた上で、子どもを守るために大事なことであることを十分説明している。また、必要に応じ、警察の事情聴取には児童相談所の児童福祉司などが同席するなど、児童の精神的な負担を軽減するよう配慮している。

なお、平成 25 年に発生した死亡事例の検証結果を踏まえ、虐待者に対する司法の判断に左右されることなく、児童の家庭復帰の可否を判断している。その過程で、検察官が把握している虐待事案の内容や捜査等の経緯、不起訴処分の原因や判決の要旨等について、児童の安全確保の判断に資するため必要がある場合は、中央児童相談所に配置している弁護士や、各児童相談所の児童福祉司などが検察官に提供を求めるなどしている。

■機関内に配置する警察官や警察官 OB

基本的な役割としては、地区担当を持つのではなく、児童虐待通告への初動対応を中心に担い、児童福祉司などとペアになって対応している。また、各警察署への援助要請の際の連絡窓口となっている。

■情報共有を円滑に実施するための研修や取組

児童虐待が疑われる家庭に対し児童相談所が立入調査や臨検・捜索を実施する際、警察との連携が不可欠であることから、子どもの児童の状況の把握及び安全確保を最優先としたロールプレイング形式の研修を平成 25 年度から実施している。参加者は各児童相談所、各警察署、県主管課、警察本部主管課であり、開催会場によって、管轄児童相談所、管轄警察署のメンバーを入れ替えている。また、市町村担当者の見学研修も可能とし、立入調査等への理解を深める取組をしている。

さらに、平成 30 年度からは演習内容及び講評をビデオ撮影し、各児童相談所に配布することで、内部研修の教材にしている。

基本的に警察本部の理解がなければ実務の連携は進まないもので、県主管課と警察本部との連携強化を進めることが肝要である。

■警察との連携における課題、連携のメリット・デメリット

和歌山県では、平成 23 年度に中央児童相談所に警察官を配置して以降、各機関の役割や業務内容について相互理解を深め、良好な関係を構築してきた。

また、警察本部においても、児童相談所に配置していた警察官を警察本部の児童虐待担当に据えるなど、児童相談所の対応方針への理解を深めていただいている。

県においても、児童相談所で業務をしていた福祉専門職を県主管課に配置し、警察本部と顔の見える関係で業務遂行することが可能となっている。

和歌山県では連絡基準等に基づき必要であると判断した事案では躊躇なく援助要請を実施しており、警察署も協力的である。

事件化を恐れて警察との連携に消極的な自治体もあるとのことだが、互いの業務や役割が理解できていれば、「子どもの安全のために何が最善か」を考えて必要な手段、方法を用いれば良いと考えている。

5. 東北地方 B 県 児童相談所(匿名)

■東北 B 県児童相談所(匿名)の基本情報

※匿名を希望されたため基本情報なし

■警察との情報共有を開始した経緯・きっかけ

以前より、B 県の児童相談所と警察の間では、お互い情報共有し連携を深めていく、という流れは存在していたものの、契機となったのは平成 30 年度に制定された「児童虐待の防止強化のための情報共有等に関する協定」に向けての議論であった。

B 県では、平成 25 年 3 月 25 日付「児童虐待防止に関する関係行政機関の連携に関する了解事項」に基づき、児童虐待の通告事案のうち、関係機関による個別の連携が必要と認められるものや児童虐待に関する情報のうち、児童の権利利益の擁護に資するものについて情報交換を実施していた。しかしながら、全国的に児童虐待事案が後を絶たない背景もあり、3 者間の連携も児童虐待で通告した事案に限られていたことから、再度関係機関における情報共有のあり方について検討する運びとなった。政府から児童虐待への対応における警察との情報共有等の徹底について、通知があったことも後押しとなった。その結果として、警察と児童相談所が、児童虐待事案に迅速かつ的確に対応し、児童の安全確保をより確実なものとするを目的として、「児童虐待の防止強化のための情報共有等に関する協定」が制定された。

申し出そのものは警察側からあったものの、警察との情報共有を進める上で大きな懸念点はなく、警察・児童相談所の双方が情報共有の必要性を認識した上で協定を締結するに至った。

■警察との情報共有に関する協定の締結状況

B 県では、B 県・県警・B 県 C 市との三者間にて、上述の通り平成 30 年に「児童虐待の防止強化のための情報共有等に関する協定」を結んでいる。刑事事件として立件の可能性があると考えられる重篤な事案、保護者が子どもの児童の状況の把握に強く抵抗を示すことが予想される事案について情報共有する事項として定めている。

■警察との情報共有の状況

B 県では「児童虐待に関する情報提供(照会)票」と呼ばれる情報共有用のフォーマットを用いて情報共有をしている。この情報提供票のフォーマットは B 県・県警・B 県 C 市の三者で議論し作成したものである。

次頁記に B 県で用いられている、児童虐待に関する情報提供(照会)票のフォーマットを示す。

図表 8 東北 B 県における児童虐待に関する情報提供（照会）票フォーマット

別記様式 1-1

児童虐待に関する情報提供（照会）票

情報発信機関		担当者	
情報受信機関		担当者	
情報提供 年月日時	年 月 日	午前・午後	時 分
情報区分	<input type="checkbox"/> 照会 <input type="checkbox"/> 情報提供 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 既通告（ 年 月 日付け）		
対象児童	(ふりがな) 氏名		
	年齢	年 月 日生（ 歳）	
	学職		
	住居		
※ 既通告済みの場合には「家族」に移動がなければ省略可。			
家族	続柄	氏名	生年月日
概要	虐待種別	身体的虐待・ネグレクト・性的虐待・心理的虐待・不明	
	通報者	家族（ ）・児童・親戚・学校・医療機関・福祉事務所 市町村・近隣住民・目撃者・その他（ ）	
	通報内容		
	安全確認時の状況等		
備考			

出所) 東北 B 県 児童相談所 (匿名) 提供資料を基に NRI 作成

ただし、B 県では県警が要保護児童対策地域協議会に参加をしているため、基本的には情報共有は要保護児童対策地域協議会で実施している。そのため、情報提供票を用いるのは緊急性が高いケースに限られる。たとえば、110 番通報が入った際に要保護児童対策地域協議会での情報を参照しても必要な情報がなかった際、この情報提供票を使って照会を行う、という一連の運用がなされている。

■要保護児童対策地域協議会と全件共有の是非についてのご意見

要保護児童対策地域協議会の開催頻度はケースバイケースで、集中して月に何度もあることもあれば、数か月に一回の時もあるとのことであった。B 県では全件共有をしているわけではないため、必要性があると判断されたケースについて扱われており、大きな負担になるほどの回数・時間がかかっているというわけではない。そのため、全件共有については慎重に検討を重ねるべきではないか、と担当者は述べていた。共有範囲を拡張すると、泣き声通告のように対応優先度としては低いケースについても扱うこととなり、本当に対応しなければいけない案件で後手に回ってしまう懸念がある。全件共有という形を取らずとも、何が本当に共有すべき情報なのかを見極めていくことが必要である。

■警察との情報共有の必要性が高い情報

先述したフォーマットを警察とすり合わせて作り、実務上で運用していく中で、住所、連絡先、個人を特定する情報が共有の必要性が高い点に担当者は言及していた。ここで言う住所とは、戸籍上・住民票上の住所ではなく、実際に現在児童が住んでいる場所の住所である。これは震災の影響等で、仮設住宅に住んでいるようなケースでは、住民票上の住所と実際に住んでいる場所が異なることがあり、場所の特定に苦労したことが複数回あったことに起因している。

■援助要請について

B 県では援助要請の必要性を強く感じる場面はそれほど多くない。これは警察との連携が進んでいないからではなく、むしろその逆であり、普段から警察と関係が構築できていれば、改まって援助要請をする必要もない、という理由からである。B 県の児童相談所にも警察官・警察官 OB が配置されており、配置された警察官と協力することで援助要請をせずとも多くのケースに対応できてしまう、とのことであった。

全国的に援助要請の件数が伸び悩んでいるのは、全ての自治体において警察と児童相談所の連携がうまく進んでいないから、ということではなく、B 県のようにむしろ連携できているからこそ援助要請の件数が低い自治体もあると担当者は述べていた。

■機関内に配置する警察官や警察官 OB

平成 30 年 4 月より中央児童相談所に現職警察官を 1 名、平成 31 年 4 月より北部児童相談所・東部児童相談所に現職警察官をそれぞれ 1 名配置している。年齢としては 30 代後半程度、職階としては主任・主査、監督職の手前程の方が配置されている。課としては少年課等の生活安全部の方が多い。

配置人数については各児童相談所に 1 名程度の現状で適切な数である、と担当者は述べていた。現状以上の人数を配置されたとしても、依頼する仕事がなくなってしまうのではないか、とのことであった。

配置される人材要件の希望としては、現状同様でよい。ただし、配置される警察官にとっては、これまで積み上げてきた経験と児童相談所での業務が近い方が、本人にとってはモチベーションを保ちやすい。配置する人材を決定する警察側でも個々人の適正は見極めているようであり、受け入れ側と全くそりが合わないような人材が配置されることは基本的になかったと担当者は述べていた。

■連携された情報の保管方法・開示する情報の範囲

警察側がどのように提供情報を保管しているかは不明であるが、B 県では警察から提供された情報提供票は全て紙媒体で保管しているとのことであった。

警察に情報を共有するにあたり、警察がどのように情報を保管し、どのように扱っているかのフィードバックは受けない、とも担当者は述べていた。特に個人情報渡す際は、利用目的が分からないと渡しにくい。

また、重篤度の低い案件について、警察との情報共有をする場合の個人情報保護との兼ね合いについては、児童福祉法の枠組みで守秘義務を守るので問題ないと考えている。要保護児童対策地域協議会の参加組織に対しても守秘義務が課せられており、くわえて公務員としての守秘義務を負っているため、そこまでの心配はしていない。

なお、B 県では各児童相談所・支所に顧問弁護士契約を締結した弁護士を配置しており、法的なサポート体制を敷いている。そのため、情報共有の際に、子供にとって不利益にならないか、法的な瑕疵がないか等で悩む際には弁護士に相談することができる体制が敷かれている。

■情報共有を円滑に実施するための研修や取組

B 県では児童相談所・警察との合同研修会を年 1 回、秋の虐待防止月間に開催している。研修内容は立入調査、臨検・捜索の実習訓練。参加者は 70 人程度である。たとえば、警察官が子どもへの接触を親が威圧的に妨害しようとするのを制止し、その間に児童相談所職員が虐待の形跡を確認するなど、立入調査における役割分担の訓練等を実践形式で行っている。

また、研修以外にも、警察と児童養護施設、児童相談所の三者合同で啓発活動を行っても

いるとのことである。

■警察との連携が上手く機能したケース

B 県では女性職員が多く、保護者の威圧的な対応が予想されるようなケースにおいては、警察官に同行してもらいたい、という意見が挙がった。警察官に間に入ってもらうことで、傷害事件等に発展しない上、うまく話し合いの場に誘導してもらえる、とのことであった。

また、外国人コロニー内での事案のように、児童相談所側では実態が把握しきれていない住民に対する経験・知識は、警察側で把握していることも多い。話し方なども含め、マイノリティコミュニティに対するアクセス・チャンネルについては、やはり警察に分があるとのことであった。

**児童虐待事案への対応における警察と児童相談所・市町村の
連携等に関する調査研究**

報告書

令和2(2020)年3月

株式会社 **野村総合研究所**

〒100-0005 東京都千代田区大手町1-9-2
大手町フィナンシャルシティ グランキューブ
TEL : 03-5533-2111(代表)
[ユニットコード: 7308566]